

資料：関連条文

#### 第 1 条 (一般的義務及び適用範囲)

- 1 締約国は、いかなる場合にも、次のことを行わないことを約束する。
  - (a) クラスター弾を使用すること。
  - (b) クラスター弾を開発し、生産し、生産以外の方法によって取得し、貯蔵し若しくは保有し、又はいずれかの者に対して直接若しくは間接に移譲すること。
  - (c) この条約によって締約国に対して禁止されている活動を行うことにつき、いずれかの者に対して、援助し、奨励し、又は勧誘すること。

#### 第 2 条 (定義)

- 2 「クラスター弾」とは、それぞれの重量が 20 キログラム未満の爆発性の子弹を散布し、又は投下するように設計された通常の弾薬であって、これらの爆発性の子弹を内蔵するものをいう。ただし、次のものを意味するものではない。
  - (a) フレア、煙、料薬火工品若しくはチャフを放出するように設計された弾薬若しくは子弹又は防空の役割のためにのみ設計された弾薬
  - (b) 電氣的又は電子的な効果を引き起こすように設計された弾薬又は子弹
  - (c) 無差別かつ地域的に効果を及ぼすこと及び不発の子弹がもたらす危険を避けるため、次のすべての特性を有している弾薬
    - (i) それぞれの弾薬が 10 未満の爆発性の子弹を内蔵していること。
    - (ii) それぞれの爆発性の子弹の重量が 4 キログラムを超えていること。
    - (iii) それぞれの爆発性の子弹が単一の攻撃目標を探知し、及び攻撃するように設計されていること。
    - (iv) それぞれの爆発性の子弹が電子式の自己破壊のための装置を備えていること。
    - (v) それぞれの爆発性の子弹が電子式の自己不活性化のための機能を備えていること。

#### 第 21 条 (この条約の締約国でない国との関係)

- 1 締約国は、すべての国によるこの条約への参加を得ることを目標として、この条約の締約国でない国に対し、この条約を批准し、受諾し、承認し、又はこれに加入するよう奨励する。
- 2 締約国は、3 に規定するすべてのこの条約の締約国でない国の政府に対してこの条約に基づく自国の義務について通報し、及びこの条約が定める規範を奨励するものとし、これらの国がクラスター弾の使用を抑制するよう最善の努力を払う。
- 3 第 1 条の規定にかかわらず、及び国際法に従い、締約国又はその軍事上の要員若しくは国民は、この条約の締約国でない国であって締約国に対して禁止されている活動を行うことのあるものとの間で軍事的な協力及び軍事行動を行うことができる。
- 4 3 の規定は、締約国に対し、次のことを行うことを認めるものではない。
  - (a) クラスター弾を開発し、生産し、又は生産以外の方法によって取得すること。
  - (b) 自らクラスター弾を貯蔵し、又は移譲すること。
  - (c) 自らクラスター弾を使用すること。
  - (d) 使用される弾薬の選択権が専ら自国の管理の下にある場合において、クラスター弾の使用を明示的に要請すること。

参考文献

Gro Nystuen and Stuart Casey-Maslen (eds.), *The Convention on Cluster Munitions: a commentary*, Oxford University Press, 2010, xlii+820p

Bonnie Docherty, “Breaking New Ground: the Convention on Cluster Munitions and the Evolution of International Humanitarian Law”, *Human Rights Quarterly*, vol.31, no. 4 (2009), pp.934-963

Karen Hulme, “The 2008 Cluster Munitions Convention: Stepping Outside the CCW Framework (Again)”, *International and Comparative Law Quarterly*, vol.58, no.1 (2009), pp.219-227

Tommaso Di Ruzza, “The Convention on Cluster Munitions: towards a Balance between Humanitarian and Military Considerations?”, *Revue de droit militaire et de droit de la guerre*, vol.47, no.3-4 (2008), pp.405-448

Elke Schwager, “The Question of Interoperability: Interpretation of Articles 1 and 21 of the Convention on Cluster Munitions (CCM)”, *Humanitäres Völkerrecht*, vol.21, no.4 (2008), pp.247-250

阿部達也「対人地雷禁止条約とクラスター弾条約のダイナミズム—条約プロセスへの NGO の関与に着目して」『ジュリスト』第 1409 号(2010 年)63-73 頁

浅田正彦「クラスター弾の国際的規制とオスロ条約」『法学セミナー』第 670 号(2010 年)49-53 頁

河野桂子「クラスター弾の信頼性--使用規制交渉における考慮要件として」『防衛研究所紀要』第 12 巻 2・3 合併号(2010 年)97-113 頁

足立研幾「通常兵器分野の軍縮・軍備管理—レジーム密度の上昇とそのインパクト—」『国際安全保障』第 37 巻 4 号(2010 年) 1-13 頁

仲宗根卓「クラスター弾に関する条約の構造—事後措置重点化による武力紛争法への影響」『国際安全保障』第 37 巻 4 号(2010 年) 47-66 頁

福田毅「クラスター弾に『烙印』は押せるか—オスロ・プロセスをめぐる言説の分析」『国際安全保障』第 37 巻 4 号(2010 年) 67-87 頁

足立研幾「オスロ・プロセス—クラスター弾に関する条約成立の含意」『国際安全保障』第 36 巻 4 号(2009 年) 61-82 頁

目加田設子「クラスター爆弾禁止条約と『オスロ・プロセス』」『国際公共政策研究』第 13 巻 1 号(2008 年)123-134 頁